

主索・調速機ロープ及び鎖の判定基準（簡易表）

《平成29年1月26日現在》

(1) 主索

記号	摩損状況等		要重点点検		要是正	
			6より	8より	6より	8より
	主索の直径	直径摩耗（最も摩耗が進んだ部分の径）	92%未満		90%未満	
1	素線切れの状況	平均的に分布	1よりピッチ内の素線切れ総数	18本超え(19本以上) 24本超え(25本以上)	24本超え(25本以上)	32本超え(33本以上)
			1構成1ピッチ内の素線切れ数	3本超え(4本以上)	4本超え(5本以上)	
2	素線切れの状況	特定の部分	1よりピッチ内の素線切れ総数	9本超え(10本以上) 12本超え(13本以上)	12本超え(13本以上)	16本超え(17本以上)
			1構成1ピッチ内の素線切れ数	7本超え(8本以上)	9本超え(10本以上)	
3	素線切れの状況	断面積70%以下	○(素線切れが1・2本ある場合)		2本超え(3本以上)	
4	素線切れの状況	谷部	素線切れ		素線切れがある	
1	錆の状態	錆及び錆びた摩耗粉			錆及び錆びた摩耗粉が多量で素線の状況が確認できない	
2					表面に点状の腐食が多数ある	
3					錆びた摩耗粉により、谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分と比較して94%未満である	
4			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある		錆びた摩耗粉により、谷部が赤錆色に見える部分の1構成1ピッチ内素線切れが2本超え(3本以上)	
			当該箇所の主索の直径が綱車とかからない部分の直径と比較して96%未満(目安)			

素線破断・錆判定基準記号

記号	判定基準	判定結果記号	
		記号	判定結果
-	直径が摩耗している場合	イ	要是正判定の場合
1	素線切れが平均的に分布する場合	ロ	要重点点検判定の場合
2	素線切れが特定の部分に集中している場合	ハ	指摘なしの場合
3	素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合		
4	谷部で素線切れが生じている場合		
1	錆及び錆粉が多量に付着している場合		
2	点状の腐食が多数生じている場合		
3	錆びた摩耗粉により、谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合		
4	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合		

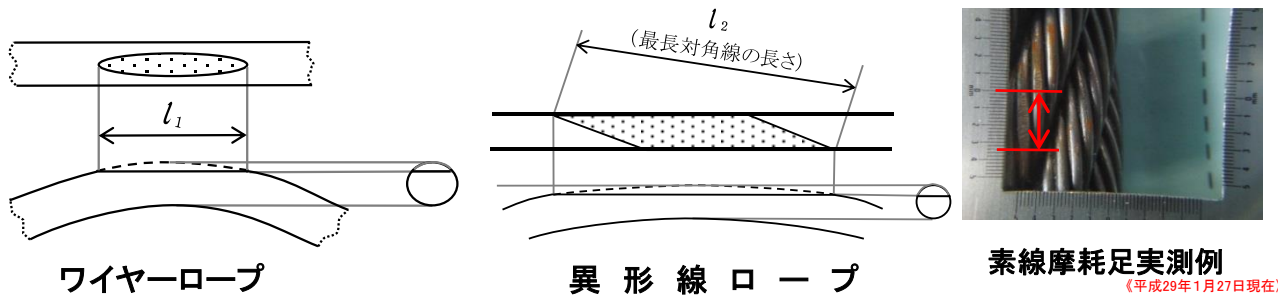
注1)素線：上記判定記号以外に、主索に直径摩耗、損傷、変形(浮き、沈み、もどり)等がある場合は『要是正』となるため、上記の判定記号1～4以外の、『摩耗-イ』、『損傷-イ』、『変形-イ』等と判定基準欄に記入すること。

(2) 鎖

判定		要重点点検	要是正
全長	目視確認	給油不足	損傷、変形、捻じれ、腐食等
摩耗	摩耗量(伸び率)確認		1.5%以上

《伸び率計算式 = (実測長さ - 基準長さ) ÷ 基準長さ》

主索構成及び素線摩耗足70%限界値一覽 他



主索直径 (単位: mm)	主索の構成記号及び素線摩耗足長さ(L)						
	ワイヤーロープ					异形線ロープ	
	6×S(19)	6×Fi(25)	8×S(19)	6×W(19)	8×Fi(25)	8×P-S(19)	8×P-Fi(25)
5	2.0	—	—	—	—	—	—
6	—	—	3.3	—	—	—	—
6.3	—	—	—	2.5	—	—	—
8	—	3.0	2.8	3.2	2.6	—	—
10	—	—	3.6	4.0	3.3	4.3	3.7
12	—	—	4.2	4.8	4.0	5.2	4.5
14	—	—	4.9	5.6	4.4	6.1	5.2
16	—	—	5.6	6.3	5.4	6.9	6.0
18	—	—	6.3	7.2	6.2	7.8	6.7
20	—	—	7.1	8.1	6.5	—	—
主索形状							
素線数構成	6×(1+9+9)	6×[1+6+(6)+12]	8×(1+9+9)	6×[1+6+(6)+6]	8×[1+6+(6)+12]	8×(1+9+9)	8×[1+6+(6)+12]
主索のよりかた	普通Zより	普通Sより	ラングZより	ラングSより	主索直径の許容値(JIS基準) (1) 公称径10mm未満 = +10% -0% (2) 公称径10mm以上 = +7% -0%		
主索より構成概要							